

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、園地整備など、産地計画を実現するために

果樹経営支援対策事業を活用しましょう

産地計画とは：産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です。

◆ 優良品目・品種への改植・新植

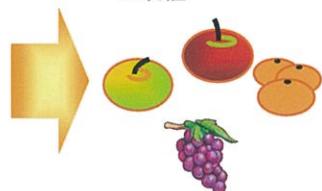
改植・新植支援単価（例）（括弧書きは新植支援単価）

慣行樹形等	みかん等のかんきつ類への改植・新植	23(21)万円 /10アール
	かんきつ類以外の主要果樹（※1）への改植・新植	17(15)万円 /10アール
	りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植	33(32)万円 /10アール
省力樹形（※2）	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	73(71)万円 /10アール
	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）への改植・新植	111(108)万円 /10アール
	ジョイント栽培（なし、もも、すもも等）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への改植・新植	73(71)万円 /10アール

転換元（例えば
古い品種・老木等）



産地計画に位置付けられた振興品目・品種への改植



※1 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められ、かつ、未収益期間の短縮が期待できるものであり、慣行栽培と比較して、労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの（例：りんごの超高密植栽培、なしの根域制限栽培等）

※3 急傾斜地から平地等への移動改植又は農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、園地の集約化に伴い追加的な土壤土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アール加算。

◆ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壤土層改良、排水路の整備）、用水・かん水施設の整備 補助率：1/2以内

◆ モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等 補助率：1/2以内

事業を行うための主な要件

- 産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者）。
- 一箇所あたりの面積は、次の面積以上であること。
 - (1) 改植、新植、高接、土壤土層改良、放任園地発生防止対策
→ 地続きでおおむね2アール以上
 - (2) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等
→ 地続きでおおむね10アール以上

産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を推進します。

- 農地中間管理機構が、園地を整備し果樹を植え付けて、担い手の方へ園地の貸出を行います。
- 農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、追加的な土壤土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アールを加算します。
- 園地を借りたい場合は、農地中間管理機構が行う「借受公募」にお申し込みください。

果樹経営支援対策事業でまとまった改植・新植を実施すると
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！

＜果樹未収益期間支援事業＞

補助率：定額 5.5万円/10アール × 改植・新植の翌年から4年分（最大） = 22万円/10アール

果樹経営支援対策事業で担い手（農家）ごとに、おおむね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に対象になります。